

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行  
代表者名 代表取締役社長 当麻 茂樹  
(コード番号 : 8303 東証第一部)

## 役員退職慰労金制度の廃止および常勤取締役に対する 株式報酬型ストック・オプションの導入について

当行は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプションを導入することについて、平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 15 期定期株主総会(以下、「本定期株主総会」)に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当行は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 15 期定期株主総会終結の時をもって廃止いたします。

本株主総会後も引き続き当行に在任する取締役および監査役につきましては、退職慰労金の打ち切り支給を行うこと、ならびに退任取締役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を本定期株主総会に諮ることといたします。

なお、打ち切り支給の時期は各人の役員退任以降とすることを予定しております。

### 2. 常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの導入について

上記1のとおり、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を本定期株主総会終結の時をもって廃止すること等に鑑み、株価変動のリスクとメリットを株主の皆さまと共有し、中長期的な業績および株価上昇への貢献意欲を高めるため、当行常勤取締役(社外取締役を除く取締役)に対し、下記3記載の株式報酬型ストック・オプションを導入します。当行取締役(常勤取締役および社外取締役を含む)に対する報酬等の限度額としては、従来から年額 180 百万円以内としておりますが、これとは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして年額 50 百万円を上限として割り当てる新株予約権に関する報酬等について、平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 15 期定期株主総会にてご承認をいただくことを条件として導入することとします。

なお、社外取締役・監査役については株式報酬型ストック・オプションの対象とはいたしません。

### 3. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」)は1個当たり 100 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は6,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当行取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」)は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当行の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当行の取締役会において定めるものとする。

(7) 謹度による新株予約権の取得の制限

謹度による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当行の取締役会において定めるものとする。

以上